

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		さいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定の 取消し・停止
根拠条例・規則等名		水道法 さいたま市水道局指定給水装置工事事業者規程
条 項		法第 25 条の 11 規程第 9 条、第 10 条
所 管 部 課		水道局 業務部 給水装置課（電話：048-788-2644）
処 分 基 準	基 準 (未設定の場 合はその理 由)	<p>(指定の取消し)</p> <p>第 9 条 管理者は、指定工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 6 条の規定による指定を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 不正の手段により第 6 条の指定を受けたとき。 (2) 第 6 条各号のいずれかに適合しなくなったとき。 (3) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 (4) 第 13 条第 1 項、第 2 項又は第 3 項の規定に違反したとき。 (5) 第 14 条に規定する給水装置工事事業者の事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事事業者の事業の運営をすることができないと認められるとき。 (6) 第 16 条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。 (7) 第 17 条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。 (8) その施行した給水装置工事事業者が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。 <p>(指定の停止)</p> <p>第 10 条 前条各号に該当する場合において、指定工事事業者にしん酌すべき特段の事情があるときは、管理者は指定の取消しに替えて、6 月を超えない期間を定め、指定の効力を停止することができる。</p>
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定 令和 6 年 4 月 1 日最終改正
備 考		「さいたま市水道局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準」(平成 24 年 2 月 1 日設定・令和 6 年 4 月 1 日最終改正)で処分基準の詳細を定めている。

さいたま市水道局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準

	内容	処分	水道法	関係法令	さいたま市法令
指定要件違反	1 事業所ごとに主任技術者を置かないとき。	指定の取消し	法第25条の11 第1項 第1号	法第25条の3 第1項第1号 施行規則第21条	事業者規程 第9条 第1項第2号
	2 国土交通省令で定める機械器具を有しなくなったとき。	指定の取消し		法第25条の3 第1項第2号 施行規則第20条	
	3 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者であることが判明したとき。	指定の取消し		法第25条の3 第1項第3号イ 施行規則第20条の2	
	4 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であることが判明したとき。	指定の取消し		法第25条の3 第1項第3号ロ	
	5 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定の取消し		法第25条の3 第1項第3号ハ	
	6 指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定の取消し		法第25条の3 第1項第3号ニ	
	7 業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。			法第25条の3 第1項第3号ホ	
	① 無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。	指定の取消し 又は指定停止			
	② 道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施行したとき。	指定の取消し 又は指定停止			
	③ 施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。	指定の取消し 又は指定停止			
④ 施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は障害を与えたとき。	指定の取消し 又は指定停止				
⑤ 文書注意に従わないとき。	文書警告				
⑥ 文書警告に従わないとき。	指定の取消し 又は指定停止				
⑦ その他の違反行為	指定の取消し 又は指定停止				
主任技術者選任等義務違反	1 主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。	指定の取消し	法第25条の11 第1項 第2号	法第25条の4 第1項 第2項 施行規則第21条 第2項	事業者規程 第9条 第1項第4号
	2 主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。	指定の取消し 又は指定停止		法第25条の4 第3項 施行規則第21条 第3項	
届出義務違反	1 事業所の名称及び所在地等の変更届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	指定の取消し	法第25条の11 第1項 第3号	法第25条の7 施行規則 第34条	事業者規程 第9条 第1項第3号
	2 休止届、廃止届、再開届を届出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	指定の取消し		法第25条の7 施行規則 第35条	
事業の運営基準違反	1 給水装置工事ごとに主任技術者を指名しなかったとき。		法第25条の11 第1項 第4号	法第25条の8 施行規則第36条 第1項第1号	事業者規程 第9条 第1項第5号
	2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう、適切に作業を行うことができ	指定の取消し 又は指定停止		法第25条の8 施行規則第36条 第1項第2号	

さいたま市水道局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準

	る技能を有する者を従事させないとき。又は、その者に該当工事に従事する他の者を実施に監督させないとき。				
	3 管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。	指定の取消し 又は指定停止		法第25条の8 施行規則第36条 第1項第3号	
	4 主任技術者その他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術向上のために、研修の機会を確保しなかったとき。	文書注意		法第25条の8 施行規則第36条 第1項第4号	研修取扱要綱 第2条違反
	5 水道法施行令第6条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。	指定の取消し 又は指定停止		法第25条の8 施行規則第36条 第1項第5号イ	
	6 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	指定の取消し 又は指定停止		法第25条の8 施行規則第36条 第1項第5号ロ	
	7 指名した主任技術者に施行した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき。又は、当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。	指定の取消し 又は指定停止		法第25条の8 施行規則第36条 第1項第6号	
工事施行に関する義務違反	1 給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由無く主任技術者を検査に立ち合わせないとき。	指定の取消し 又は指定停止	法第25条の11 第1項 第5号	法第25条の9	事業者規程 第9条 第1項第6号
	2 給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由無くこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき。	指定の取消し 又は指定停止	法第25条の11 第1項 第6号	法第25条の10	事業者規程 第9条 第1項第7号
	3 施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。	指定の取消し 又は指定停止	法第25条の11 第1項 第7号		事業者規程 第9条 第1項第8号
不正申請	1 不正の手段により指定事業者として指定を受けたとき。	指定の取消し	法第25条の11 第1項 第8号		事業者規程 第9条 第1項第1号

この基準は、令和6年2月29日から施行する。ただし、指定要件違反2の改正は、令和6年4月1日から施行する。

* 法令記載例（表中）

「法」→ 水道法

「施行規則」→ 水道法施行規則

「事業者規程」→ さいたま市水道局指定給水装置工事事業者規程